

東京農業大学校友会青森県支部規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は東京農業大学校友会青森県支部（以下「本会」という）と称し事務所を県支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は母校の発展に積極的に寄与し会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 会員は東京農業大学、同短期大学を卒業、または大学院及び社会通信教育部を修了したもので青森県内に在住するものとする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため下記の事業を行う。

- 1 各種の研修会または講習会の開催
- 2 会員の名簿作成
- 3 会員の就職相談、慶弔に関すること
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 顧問 若干名 会員の中から選考する。
- 2 支部長 1名 会員の中から役員会で推薦し総会で選出する。
- 3 副支部長 5名 〃 〃
- 4 幹事長 1名 〃 〃
- 5 会計幹事 1名 〃 〃
- 6 会計監事 2名 〃 〃
- 7 代議員 5名 〃 〃
- 8 地区支部長及び同幹事 各地区に地区支部長1名及び地区幹事若干名を置く。

(役員会)

第6条 役員会

- 1 役員会は第5条の役員をもって構成する。
- 2 役員会は支部長が招集し、本会の方針、会の改廃その他重要事項を審議しこれを総会に提案する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事を次の通り定める。

- 1 顧問 支部の運営上必要な助言をする。
- 2 支部長 支部を代表し会務を総理する。
- 3 副支部長 支部長を補佐し、または支部長の代理を務める。
- 4 幹事長 支部と本部の連絡、支部のマネージャー(監督、世話)を司る。
- 5 会計幹事 支部の会計を処理する。
- 6 会計監事 支部の会計を監査する。
- 7 代議員 本部諸事業に参画し、状況把握など支部代議員として事務を司る。

8 地区支部長、教職員の会会長及び同幹事、理事 地区支部長、教職員の会会長はそれぞれの代表として幹事、理事の協力を得ながら必要な事務を処理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第9条 総会は次によるものとする。

- 1 通常総会 毎年1回各地持ち回りで行うものとし、期日は役員会において決定するものとする。
- 2 臨時総会 役員会において必要と認めた場合にこれを開く。
- 3 総会において次の事項を審議する。
 - イ 事業報告及び収支決算報告
 - ロ 事業計画案及び収支予算案の審議
- 4 総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 総会の議長は支部長がこれにあたる。

(会 費)

第10条 本会の経費は交付金, 寄付金をもってこれに充てる。

1 臨時会費 総会の決議をもって徴収することがある。

(慶 弔 費)

第11条 慶弔費等の贈呈は, 予算の範囲内において支部長の判断によりこれを行う。

(会 計 年 度)

第12条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(附 則)

この規約は平成15年7月19日より実施。

この規約は平成21年8月15日より実施。

この規約は平成28年8月20日より実施。

凡 例

○会員名簿は青森, 弘前, 八戸, 上十三, 教職員に分類している。

○住所不明者は名簿から削除し, 住所等の届け出があった場合は名簿に復帰する。

○物故者年表は, これまでどおり, 卒業年次毎にまとめている。

○最近, 卒業生の父兄から, 名簿の発刊は他に利用され不利の場合もあるからと名簿の記載をことわる例もある。そのような場合は, 掲載しない。